

京都市斜面地等における建築物等の制限に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成19年8月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第29号

京都市斜面地等における建築物等の制限に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市斜面地等における建築物等の制限に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条を削り、第4条を第3条とし、第5条を第4条とし、第6条を第5条とする。

別表及び別記様式中「第4条関係」を「第3条関係」に改める。

附 則

この規則は、平成19年9月1日から施行する。

(都市計画局建築指導部建築審査課)